

入管・税関申告書のオンライン化について（2023年9月1日から）

これまでジャマイカに入国する際は、機内やジャマイカ上陸後に配布される、紙の「出入国カード兼関税申告書（C5フォーム）」に記入して、審査官に提出していました。

ジャマイカ政府からの発表によれば、2023年9月1日から、このプロセスは原則オンラインで実施するとのことであり、ジャマイカ入国の際は、到着30日前から、以下のアドレスにアクセスして、事前にオンラインでの入力を済ませてください。

<https://enter.jamaica.com/>

上記リンクが作動しない場合は、グーグル等で www.enterjamaica.com と検索してください。

登録が完了すると、申請者あてに登録完了メールが来ます。

ジャマイカ政府の発表によれば、

○ジャマイカの空港に到着後に、各自のスマートフォンで入力して提出することも可能

○それが不可能な場合は、従来通り、紙での記入・提出も可能

とのことですが、制度開始直後は、到着空港での混乱が予想されますので、原則どおり、オンラインでの事前入力をお勧めします。

注意1：この手続は無料となっています。正式サイトによく似た偽サイトが存在し、「手数料をだまし取られた旅行者がいる」との報道がありますので、偽サイトにアクセスしないよう十分注意してください。

注意2：このオンライン入力は、家族であっても、1人につき1回の入力（登録）が必要です。つまり4人家族がジャマイカに入国する場合、4回の入力が必要となります。

注意3：航空会社によっては、ジャマイカ行きの飛行機のチェックイン時に、オンライン登録完了のメール（又はメールを印字した紙）の提示を求められるとのことです。

注意4：「事前入力したものの、エラーが出て、登録が完了しなかった」との情報が複数あります。なるべく早く事前入力を行うとともに、エラーが出た場合は日を改めて入力してください。何度試みても入力完了できない場合は、ジャマイカ上陸後に、紙の「出入国カード兼関税申告書（C5フォーム）」を入管職員等から受け取り、記入（1人につき1枚）することになります。

※ジャマイカにおける出入国審査は、ジャマイカの入国審査官が法令に基づき実施するものであり、その内容や結果について在ジャマイカ日本国大使館が関与することはできません。